

北九州市障害者支援計画（最終案）

〔素案からの主な変更点〕

各論 【21ページ～】

【基本目標 1】 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

修正箇所 1

1. 相談システムの構築

【1 - a】基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立

事業名を修正（下線部が修正箇所）

事業番号	事業名	事業内容	所管課
7	【新規】障害児者支援機関ネットワークの構築	～ 略 ～	保健福祉局 障害福祉課

修正箇所 2

2. 早期発見・療育体制の整備

【2 - a】医療機関、障害児施設、保育所等の連携による支援

事業内容を修正（下線部が修正箇所）

事業番号	事業名	事業内容	所管課
18	乳幼児発達相談指導事業 （わいわい子育て相談）	<p>発達障害を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援するため、心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士・保健師等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応します。</p> <p>また、専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する「親子遊び教室」を実施します。</p> <p>【わいわい子育て相談の実施回数】 22年度：104回 26年度：204回</p> <p>【「親子遊び教室」の開催区数】 22年度：6区 26年度：全区</p>	子ども家庭局 子育て支援課

修正箇所 3

【2 - b】福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

以下の記載を追加

インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組み

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子どもとない子どもができるだけ同じ場で学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。また、子ども一人ひとりの学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

今後、中央教育審議会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育のあり方について、引き続き検討します。

修正箇所 4

事業内容を修正（下線部が修正箇所）

事業番号	事業名	事業内容	所管課
29	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	学校・園、特別支援教育相談センターでは、それぞれの機能を活かし、全市的な相談支援体制を構築します。 ～ 略 ～ <u>特別支援学校・北九州中央高等学園のセンター的機能では、高等学校等の生徒の実態に応じた適切な支援や指導の具体化について相談に応じたり、進路や地域のサービスに関する情報を伝えたりするなどの相談支援を行います。</u>	教育委員会 特別支援教育課

修正箇所 5

3．充実した福祉サービスの提供

【3 - b】施設から在宅への仕組みづくり

以下の記載を修正（下線部が修正箇所）

【基本的な施策 3 - b】

（2）施設から地域生活への仕組みづくり

修正箇所 6

【3 - c】地域の住まいの整備

事業名及び事業内容を修正（下線部が修正箇所）

事業番号	事業名	事業内容	所管課
73	【新規】市立障害福祉施設の再整備	多様化する利用者のニーズに応え、よりきめ細かいサービスを提供するため、意欲、ノウハウ、資金力等を有する民間社会福祉法人への移譲を含め、市立障害福祉施設の再整備を進めます。	保健福祉局 障害福祉課

【基本目標】 地域で自立して生活できる基盤整備

5．自立生活のための地域基盤整備

修正箇所 7

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

以下の記載を修正（下線部を追加）

障害の有無に関わらず誰もが安心して快適に利用できる公園にするため、段差の解消や階段への手すりの設置、トイレの改修等を行いました。

修正箇所 8

【5 - a バリアフリーのまちづくり】

以下の記載を修正（下線部を追加）

障害者団体等との連携

公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化については、引き続き、必要に応じて自治会等の地域団体及び障害者当事者団体や専門家等で構成される「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」などと意見交換等を行いながら進めます。

〔関係する意見等〕

「発達障害児者支援機関ネットワークの構築」は、発達障害児者だけの課題ではないため、一般的な障害児者を対象として改めていただきたい。

障害児に関連する事業の中で、「健全な」という言葉が使われているが、「健やかな」に置き換えてはいかがか。

障害者が差別を受けることなく、障害のない人と共に生活し、ともに学ぶインクルーシブ教育の記述を加えるべきである。

事業番号29の事業内容である「特別支援学校・北九州中央高等学園のセンター的機能における高等学校等への相談支援を行います」の記述についてもう少し詳しく記載したほうがよい。

「施設から在宅へ」というのは施設から家庭に戻し、障害者支援の負担を親あるいは家族に求めているように誤解される。「施設から在宅への仕組みづくり」という標題を「施設から地域生活への仕組みづくり」と改めてほしい。

公園整備の際にトイレ環境も同時に整備しないと安心して利用できない。実績の中で手すりやスロープが付けられたとするところにはトイレ整備されたところがあるのか。

新バリアフリー新法では住民等を含めて協議機関を作るように定められているが、今後も地域住民とは別個に行うのか。一緒に協議していくシステムが必要である。